

五所川原市最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が競争入札の方法により発注する建設工事(以下「工事」という。)、又は建設関連業務(測量、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。)製造その他についての請負契約等を締結しようとする場合における最低制限価格制度の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格(予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。)を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる入札)

第3条 次の各号に掲げる契約をするとき、原則として最低制限価格を設定するものとする。ただし、市長においてその必要性がないと認められる契約については、この限りでない。

(1) 予定価格が130万円を超え、指名競争入札の方法による工事の請負契約

(2) 予定価格が50万円を超える建設関連業務に係る業務委託契約

2 次の各号に掲げる契約をときは、必要に応じて最低制限価格を設定することができる。

(1) 予定価格が130万円を超える製造の請負契約

(2) 予定価格が50万円を超える前項第2号以外の業務委託契約

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

(1) 第3条第1項第1号の契約 予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合算額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 第3条第1項第2号の契約 別表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①の欄から④の欄までに掲げる額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(3) 第3条第2項の契約 予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に100分の70を乗じて得た額1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

業種区分		①	②	③	④
測量業務		直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の48を乗じた額	—
建設 コンサル タント 業務	建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に100分の60を乗じた額	諸経費の額に100分の60を乗じた額
	土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じた額	一般管理費等の額に100分の48を乗じた額
地質調査業務		直接調査費の額	間接調査費の額に100分の90を乗じた額	解析等調査業務費の額に100分の80を乗じた額	諸経費の額に100分の48を乗じた額
補償関係 コンサルタント業務		直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じた額	一般管理費等の額に100分の45を乗じた額